

ワクチンの部ぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンの項を次のように改める。

ぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン

平成20年6月6日（告示第914号）一部改正

動生剤基準のぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.5 及び 3.4.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。